

令和8年第5回教育委員会会議

令和8年4月8日

午後 4時00分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 では、ただいまから、令和8年第5回教育委員会会議を開会いたします。
会期は本日限りいたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○一川教育総務課長 本日の欠席者はございません。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○事務局 本日、傍聴者はございません。

2 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、豊田委員と伊藤委員とでお願いしたいと思いますが、
異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

(1) 議案

議案第11号 専決処分の報告及び承認について（令和8年4月1日付け市職員の人事
異動について）

○廣瀬教育長 それでは、議案第11号「専決処分の報告及び承認について（令和8年4
月1日付け市職員の人事異動について）」の説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

○一川教育総務課長 教育総務課、一川でございます。よろしくお願いいたします。

資料ですが、お手元の資料、もしくは、タブレットの資料で14分の3ページ、こちら
を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議案第11号につきましては、令和8年4月1日付職員の人事異動につきまして、専決処分の報告及び御承認をいたさうとするものでございます。こちらは四日市市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定に基づきまして、令和8年4月1日付職員の人事異動、内容につきましては、別紙のとおりということでございまして、この後、御説明をいたしますが、こちらにつきましては、教育長が専決により処分いたしましたので、同条第2項により御報告をし、御承認をいたさうとするものでございます。

それでは、資料ですが、14分の4ページをお開きください。

専決処分の内容といたしまして、令和8年度教育委員会管理職配置を一覧にまとめてございます。順に御説明をいたします。

まず、廣瀬教育長につきましては、留任でございます。

次に、磯村前副教育長につきましては、役職定年によりまして、教育推進課みんなのブカツ推進室に転出となりまして、その後任といたしまして、市立四日市病院事務局から長谷川術副教育長が着任をしております。

続きまして、稲毛教育監につきましては、留任でございます。

その次でございますが、田中前政策推進監、同和行政推進監、政策推進部政策推進監につきましては、シティプロモーション部政策推進監、同和行政推進監、政策推進部政策推進監、観光交流課長補佐として転出をいたしました。その後任には、人権・同和教育課長補佐から昇任いたしまして、加藤正之政策推進監、同和行政推進監、政策推進部政策推進監が着任をいたしております。

続きまして、森啓祐前参事兼教育総務課長につきましては、上下水道局管理部長として転出いたしまして、その後任には、財政経営部財政課から、私、一川香世子が着任しております。

教育総務課副参事、総務グループリーダーは、内田リーダー。

教育総務課副参事、政策グループリーダーにつきましても、森川リーダーで変わりはありません。

次に、山路前教育総務課副参事、こども未来部こども未来課副参事、青少年育成室長につきましては、常磐小学校長として転出をいたしまして、その後任といたしまして、笹川小学校から太田貴志教育総務課副参事、こども未来部こども未来課副参事、青少年育成室長が着任をいたしております。

続きまして、山内祥代教育総務課副参事、こども未来部保育幼稚園課副参事、課長補佐

につきましては、留任でございますが、こども施設再編推進室付主幹の兼務につきましては、外れておるところでございます。

次に、藤原前教育総務課副参事、こども未来部保育幼稚園課副参事、幼児教育センター所長につきましては、内部幼稚園の副園長として転出をいたしまして、その後任には、四日市中央こども園から川森佳代教育総務課副参事、こども未来部保育幼稚園課副参事、幼児教育センター所長が着任をいたしております。

続きまして、内田教育施設課長は、留任でございます。

糸内教育施設課副参事、課長補佐も、同じく留任でございます。

続きまして、高橋参事兼学校教育課長は、留任でございます。

次に、山口前学校教育課副参事、課長補佐は八郷西小学校長として転出をいたしまして、その後任に、大池中学校から羽場宏幸学校教育課副参事、課長補佐が着任いたしております。

次に、平田学校教育課副参事、学校給食センター所長につきましては、留任でございます。

続きまして、川本前参事兼人権・同和教育課長につきましては、羽津中学校長として転出をされまして、後任として、三重西小学校から吉原隆行参事兼人権・同和教育課長が着任をいたしました。

次に、鈴木人権・同和教育課副参事、総務部人権センター副参事、統括教育相談担当は、留任でございます。

続きまして、坂下前参事兼教育推進課長につきましては、中部中学校長として転出をいたしまして、その後任には、下野小学校から佐藤頭一参事兼教育推進課長が着任をいたしております。

次に、重内教育推進課副参事、課長補佐は、留任でございます。

また、水谷教育推進課副参事、みんなのブカツ推進室長につきましても、留任となっております。

資料は14分の5ページに移っていただきまして、川森参事兼育ち支援課長につきましては、留任でございます。

次に、野崎前育ち支援課、生徒指導グループリーダーが、大矢知興譲小学校の教頭として転出をされ、後任には、山手中学校から樋口範之育ち支援課副参事、生徒指導グループリーダーが着任をいたしました。

次に、西村育ち支援課副参事、特別支援教育・相談グループリーダーは、留任でございます。

また、坂下育ち支援課副参事、登校サポートセンター所長も、留任でございます。

続きまして、谷本図書館長につきましては、留任でございます。

次に、川崎図書館副参事、副館長、奉仕係長は、留任でございますが、課長補佐級から昇任をいたしております。

続きまして、杉田博物館副館長は、留任でございます。

事務局内は以上でございます。

資料は、14分の6ページを御覧いただきたいと思います。

ここからは幼稚園の関係でございます。まず、幼稚園型認定こども園海蔵幼稚園の今西園長の後任には、笹川中央幼稚園から高原園長が着任をいたしております。

次に、幼稚園型認定こども園の泊山幼稚園長の佐藤副参事の後任には、泊山幼稚園から西井園長が着任いたしております。

次に、幼稚園型認定こども園内部幼稚園の森園長は、留任でございます。

次に、三重幼稚園は、閉園となっております。

次に、幼稚園型認定こども園羽津幼稚園の加藤園長は留任でございますが、副参事に昇任をいたしております。

次に、大矢知幼稚園長につきましては、東出副参事が留任でございます。

最後でございますが、幼稚園型認定こども園笹川中央幼稚園、高原園長の後任といたしましては、保育幼稚園課付主幹、幼児教育センター所付主幹でありました、林園長が着任をいたしております。

令和8年度教育委員会管理職配置につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございます。教育長が4月1日付で専決により処分いたしましたので、速やかに直近の教育委員会定例会議で御報告をし、御承認をいただくものがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました内容について、何か御意見ございますでしょうか。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですので、提案のとおり承認いたします。

それでは、ここで事務局の自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の座席表の順番で行きたいと思いますので、長谷川副教育長から、よろしくお願いいたします。

○長谷川副教育長 4月から副教育長を拝命いたしました、長谷川術と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会、5年ぶりというところで、それまで教育、こちらでは教育総務課長をさせていただいた後、保健所、総務部、病院に3年おらせていただきまして、今回、また教育委員会に戻ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲毛教育監 2年目となります、教育監の稲毛でございます。本年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋学校教育課長 失礼します。2年目になります、学校教育課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育推進課長 この4月からお世話になっております、下野小学校の校長から参りました、佐藤顕一と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤政策推進監 失礼します。4月1日からお世話になっております、政策推進監、同和行政推進監、加藤と申します。お願いいたします。

○一川教育総務課長 あらためまして、今年度からお世話になることになりました、教育総務課長の一川でございます。私も、令和2年度と3年度と教育委員会の事務局では推進監としてお世話になっておりまして、その後、財政経営部に行っておりまして、また戻ってくることになりました。よろしくお願いいたします。

○吉原人権・同和教育課長 この4月より、三重西小学校から参りました、人権・同和教育課の吉原隆行と申します。人権・同和教育課には、10年ぶりに戻って参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○川森育ち支援課長 失礼します。2年目になりました、育ち支援課長の川森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田教育施設課長 教育施設課、5年目の課長になります、内田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○谷本図書館長 図書館館長の谷本です。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○杉田博物館副館長 博物館副館長の杉田でございます。副館長は2年目でございます。今年も、よろしくお願いいたします。

○内田総務グループリーダー 教育総務課総務グループリーダーの内田です。今年で5年

目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○森川政策グループリーダー 教育総務課政策グループの森川です。私は2年目になります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育総務課政策グループ課付主幹 失礼いたします。教育総務課政策グループ課付主幹の佐藤でございます。3年目となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木教育総務課政策グループ 失礼します。教育委員会教育総務課政策グループの青木と申します。2年目となります。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育総務課政策グループ 教育総務課政策グループの伊藤と申します。5年目になります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 報告

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部改正について

○廣瀬教育長 それでは、続きまして、報告事項「四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」及び「四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部改正について」は関連しておりますので、一括して続けて説明をお願いいたします。

高橋学校教育課長、お願いします。

○高橋学校教育課長 学校教育課、高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
資料は14分の7ページからになります。

昨年度、何度か説明させていただいておりましたとおり、令和8年度から急遽、給食費を改定することとなりました。教育委員の皆様にも、先日、保護者配付用の文書をタブレットで配信させていただいたところとなっております。学校給食の実施及び学校給食費の管理につきましては、学校給食法第11条を根拠としまして、学校の設置者である自治体が条例規則で定めております。今回の給食費の改定につきましても、四日市市において、令和8年3月31日付で施行規則の一部を改正いたしました。本日は、改正内容を報告という形で取らせていただきたいと思いますと思っております。

資料14分の7ページからになりますが、14分の11ページ及び14分の14ページ

に参考資料という形で載せてありますので、そちらを中心に一括で報告させていただきます。よろしくお願いします。

まずは、資料14分の11ページです。四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、御報告申し上げます。

本案は昨今の急激な物価高騰に対応し、学校給食の質を維持するための価格改定と、子育て世帯の経済的負担を軽減するための公費負担の実施及び免除規定の柔軟化を目的とするものです。現在、食材料費の高騰により、平成29年度に設定された従来の価格では、栄養バランスや質を確保することが極めて困難な状況となっております。そこで、令和8年度より給食費の単価を改定いたします。一方で、保護者の負担増を避けるため、国が示します、学校給食費の抜本的な負担軽減に基づき、給食費負担軽減交付金や市費を財源として活用いたします。これにより令和8年度は、小学校児童については、完全無償化を実施いたします。中学校生徒につきましても、今回の価格改定による増額分を市が負担することで、保護者の実質的な負担を据え置く措置を講じます。

お手元の資料2、改正の要点を御覧ください。

令和8年4月1日からの1食単価及び期納付額の改正内容は以下のとおりとなっております。

また、合わせて、学校給食費の免除規定についても改正を行います。現行の規則第10条では、災害時の免除対象を生命及び身体、住宅、または、家財の被害に限定しております。しかし、令和6年の能登半島地震等の事例を鑑みますと、一時的な離職や休業など、生活再建に向けた支援が必要なケースは多岐にわたります。こうした様々な被害に対し、より迅速かつ柔軟に寄り添った支援が行えるよう、被害対象を限定する文言を削除するものでございます。

本規則の施行期日は、令和8年4月1日としております。

以上、物価高騰から給食の質を守りつつ、家庭の負担を軽減し、有事の際の支援体制を強化するための改正でございます。

続きまして、資料14ページを御覧ください。

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する事務取扱要綱の一部改正について、御説明申し上げます。こちらはアレルギー対応等の理由により、特別な配慮や個別の事情で提供される、いわゆるアレルギー給食等の負担額についても、合わせて改定を行うものでございます。

現在のアレルギー給食等の負担額につきましては、資料13ページ、1ページ戻っていただくとありますように、要綱の別表に基づき、主食や牛乳の提供状況に応じて設定しております。今回の改正では、この負担額の基礎となる主食、米飯、パン、副食、牛乳の4項目の単価を令和8年度の最新の見積額に基づいて改定いたします。具体的な価格につきましては、14ページの記載にあるとおりとなります。

これらの改定内容に基づき、要綱別表第1に定める負担額をそれぞれ、12ページあるような形に更新をし、令和8年4月1日より施行いたします。食材価格の高騰が続く中、給食の質を維持しつつ、喫食状況に応じた公平な費用負担をお願いするための改正でございます。

給食費の価格改定に関する施行規則の一部改正に関する報告は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○**廣瀬教育長** よろしいでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

それでは、今日は、これまででございます。1年間、このメンバーでやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回のことについて、教育総務課長から説明をお願いします。

○**一川教育総務課長** 次回でございますが、4月22日の水曜日9時半から、場所は、こちら、教育委員会室でございますけれども、教育委員会会議定例会を開催させていただきますので、御予定をお願いいたします。

○**廣瀬教育長** 以上をもちまして、令和8年第5回教育委員会会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4時20分 閉会